

〔平成 29 年 7 月 1 日〕
〔事務局 長 決 裁〕

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条の規定に基づき、調達方針を定め、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進することを目的とする。

2 対象となる範囲

本調達方針の対象となる範囲は、公立大学法人秋田公立美術大学（以下「法人」という。）が行う物品等の調達とする。

3 対象となる障害者就労施設等

本調達方針の対象となる障害者就労施設等は、法第 2 条第 2 項から第 4 項に規定する次の施設等とする。

- (1) 就労移行支援事業所
- (2) 就労継続支援事業所
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援および就労継続支援を行う入所施設）
- (5) 地域活動支援センター
- (6) 小規模作業所
- (7) 特例子会社
- (8) 重度障害者多数雇用事業所
- (9) 在宅就業障害者
- (10) 在宅就業支援団体

4 対象となる物品等

本調達方針の対象となる物品等は、次のとおりとする。

また、記載のない物品等であっても、法人が調達することができる物品等であれば対象とする。

(1) 物品

- ア 事務用品・書籍（用紙、封筒、ゴム印、書籍等）
- イ 小物雑貨（トイレットペーパー、花苗、エコバック、陶器、木工品、防災用品等）
- ウ その他の物品（机・テーブル、椅子等）

(2) 役務

- ア 印刷（ポスター、チラシ、リーフレット、封筒等の印刷）
- イ クリーニング（マット、リネンサプライ等）

ウ 清掃・施設管理（清掃、除草作業、除雪、駐車場管理等）

エ その他の役務

5 基本的な考え方

- (1) 障害者就労施設等からの調達については、全学で取り組むものとする。
- (2) 法人業務の効率的かつ効果的な運営及び予算の適正な執行に留意しつつ、調達の推進に努めるものとする。
- (3) 物品等の調達にあたっては、可能な限り市内の障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。

6 調達の目標

調達の目標額は、30 千円とする

7 調達の推進方法

障害者就労施設等が供給できる物品等の情報を収集し、学内で情報共有を図り、調達の推進を図る。

8 調達方針等の公表

法人は、調達方針の策定及び調達実績のとりまとめが完了次第、法人のホームページで公表する。